

みんなできさえる

国民健康保険

国民健康保険税(国保税)は、国民健康保険(国保)の運営を支える大切な財源です。病气やけがに備え、加入者が負担能力に応じて納付する仕組みになっています。7月に本年度の国保税の年税額を決定し通知します。4月に仮算定(1期から3期まで)で課税されている世帯には、年税額から仮算定の税額を差し引いた残りの額を7月以降の納期に分けて納めていただきます。

問い合わせ

市民課国保年金係 ☎内線3131
白沢支所生活係 ☎内線33
利根支所生活係 ☎内線40

新しい税率での計算

昨年度に決定した税率改正により、本年度から国保税の計算に用いる税率と税額が下表のとおり新しくなります。

国保税を納める人は

納税義務者は世帯主です。国保に加入していない世帯主でも、その世帯内に国保の加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者となります。

納付方法

納付方法は、2通りあります。特別徴収(年金天引き)

世帯主が国保に加入している年金を受給している場合、一定の要件を満たすと年金からの天引きで納付いただく特別徴収の該当となります。

※既に特別徴収となっている世帯は、申請により口座振替に納付方法を変更できます

普通徴収納付書や口座振替

普通徴収の世帯で、口座振替の手続きを済ませている世帯は納期限の日に口座から引き落としをします。口座振替の手続きをしていない世帯には、7月の通知に4期から12期まで9期分の納付書が同封されます。※普通徴収の世帯は口座振替が便利です。各金融機関で手続きしてください

失業者への軽減

倒産や解雇、雇止めなど、事業所の都合で失業し、ハローワークから「雇用保険受給資格者証」が発行された際には、申請することで国保税が軽減されます。

納期限を過ぎると督促状が送られ、それでも納めないでいると通常の保険証よりも有効期間が短い保険証が交付されます。さらに滞納が続いた場合には、保険証の代わりに「資格証明書」が交付されます。

納めないでいると

資格証明書は、国保の加入者であることの証明書ですが、医療機関を受診した際には、窓口で医療費をいったん10割支払わなければなりません。

国保税は未納のままにせず、納付について早めにご相談ください。

医療費を大切に

医療費の増加は国保税の税額に大きな影響を与えます。特定健康診査や人間ドックの受診は、皆さんの健康増進だけでなく医療費増加の抑制にもつながりますので、積極的な受診をお願いします。また、ジェネリック医薬品(後発医薬品)を使用すると皆さんの窓口支払いを含めた医療費負担が軽くなります。

<税率と税額> 所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合計が世帯の年税額になります

区分	旧税率			新税率			
	医療分	後期支援分	介護分	医療分	後期支援分	介護分	
所得割額	世帯内の加入者の所得に応じて計算	5.9%	1.8%	1.4%	6.2%	2.2%	1.8%
資産割額	世帯内の加入者の資産税額に応じて計算	21.0%	6.8%	6.7%	21.0%	6.8%	6.7%
均等割額	世帯内の加入者の人数に応じて計算	23,200円	7,200円	9,300円	26,200円	9,400円	10,700円
平等割額	加入者がいる世帯に一律で計算	21,800円	7,000円	5,600円	24,000円	8,000円	6,600円
課税限度額	保険税額が課税限度額を超えた場合は、限度額に抑えられます	54万円	19万円	16万円	58万円	19万円	16万円

※介護分については、40歳から64歳まで(介護保険第2号被保険者)の人が納めます



8月1日(水)から 後期高齢者医療被保険者証が新しくなります

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線3132、白沢支所生活係 ☎内線33、利根支所生活係 ☎内線40

新しい保険証の郵送

新しい保険証は茶色です。緑色の封筒に入れて、7月中旬に郵送します。郵送を希望しない人は市民課窓口で交付します。7月10日(火)までに連絡してください。保険証には、被保険者番号や氏名、医療機関の窓口で支払う自己負担割合(1割、または3割)が記載されています。8月から医療機関などで受診するときは、新しい保険証を窓口に提示してください。

限度額適用認定証について

現役並み所得者IIとIの人は、「限度額適用認定証」を保険医療機関で提示すると、ひと月の同一保険医療機関などでの支払いが高額になる場合、該当する所得区分の自己負担限度額までの支払いに抑えられます。支払いが高額になる可能性のある人は、申請手続きをしてください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」更新手続きの省略

現在お持ちの「限度額適用・

保険料を納めないでいると

保険料の滞納状況により、通常より有効期間の短い短期被保険者証を交付する場合があります。短期被保険者証の有効期間は、8月1日から来年1月31日までです。一時的に納付が困難な場合は、分割納付などもできますのでご相談ください。

臓器提供意思表示と保護シール

被保険者証裏面は、臓器提供の意思の有無を任意で記載できます。希望する人には、記入した情報を保護するシールを市民課窓口で配布しています。

～国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入者の皆さんへお知らせ～

「限度額適用認定証」をご利用ください

高額な医療費がかかると見込まれる人は、事前に限度額適用認定証の申請をしましょう。

なお、70歳以上の国民健康保険加入者と後期高齢者医療保険加入者で「現役並み所得者III」と「一般」の所得区分に該当する人は、高齢受給者証、または後期高齢者医療被保険者証を提示するだけで限度額までの支払いとなりますので限度額適用認定証の申請は必要ありません。

●70歳未満の国民健康保険加入者の自己負担限度額

所得区分※1	1カ月の自己負担限度額		食事療養費(1食当たり)
ア	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【140,100円※2】		
イ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【93,000円※2】		
ウ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【44,400円※2】		
エ	57,600円 【44,400円※2】		210円※3
オ	35,400円 【24,600円※2】		

●70歳から74歳までの国民健康保険加入者と後期高齢者医療保険加入者の自己負担限度額(表は平成30年8月からの自己負担限度額です。7月31日までは現行どおりとなります)

所得区分※1	1カ月の自己負担限度額		食事療養費(1食当たり)
	外来(個人)	外来+入院(世帯)	
現役並み所得者III	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【140,100円※2】		460円
現役並み所得者II	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【93,000円※2】		
現役並み所得者I	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【44,400円※2】		
一般	18,000円 (年間限度額:144,000円)	57,600円 【44,400円※2】	210円※3
低所得者II	8,000円	24,600円	
低所得者I	8,000円	15,000円	100円

※1 所得区分は世帯によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください

※2 過去12カ月に4回以上の高額療養費の支給がある場合の限度額

※3 過去12カ月に入院日数が90日を超える人は、別途申請により160円に減額されます

※国保税に未納がある世帯の国民健康保険加入者には原則として交付できません

申請窓口 市民課国保年金係、白沢・利根支所生活係

必要な物 申請する人の保険証/印鑑(国民健康保険加入者は世帯主、後期高齢者医療保険加入者は本人の物)/マイナンバーカード、または通知カードと顔写真付き身分証(国民健康保険加入者は世帯主と本人、後期高齢者医療保険加入者は本人のマイナンバーが必要となります)

限度額適用認定証の更新 現在交付中の限度額適用認定証の有効期限は、7月31日(火)です。国民健康保険加入者で限度額適用認定証を継続利用する人は、申請が必要となります。必要な物を持参し申請窓口へお越しください。

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線3134、白沢支所生活係 ☎内線33、利根支所生活係 ☎内線40へ